

答 申 個 第 4 0 号

平成27年11月26日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年4月3日付け西区窓第3号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定区から戸籍を取り寄せた時の認証記録の不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第68号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定は、取り消すべきものとは認められない。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年2月10日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「特定区から「\*」（異議申立人の妻の名の字）関連の謄本取り寄せた時の認証記録」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を取得した記録がなく、また請求に係る公文書を探索したが、見当たらなかったとして、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成27年2月26日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年3月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件文書の概要

異議申立人が求めている文書は、これまでの異議申立人とのやり取りから、以下の文書であると解することができる。

「公用請求で取り寄せた異議申立人の妻の従前戸籍の謄本」

### (2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

本件文書については、異議申立人に係る同種の文書を保存することとしている「異議申立人対応一件ファイル」（平成26年9月5日付け京都市指令西区窓第12号で開示済み）に保存されていなかった。

また、戸籍の公用請求を行う際に記録する公用請求簿についても探索したが、本件文書について請求及び取得した事実を確認できる記録もなかった。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

自分の名字の文字判定の時は「取り寄せる理由をねつ造して」前戸籍をとりよせていただきました。しかし、そんな場合でも認証扱いで取り寄せたのです。（認証、公用扱？）

妻の名の字については、結婚時は（子供のころより）新字だった、出生届が新字なら誤記扱で再製できるとH23.秋に担当職員に私は申し出（相談）していました。ルール無視の彼であってもこのルールは（命取りになるので）守ると思います。

また、役所のルールとして文字について疑義が出れば、当然に検証することになっています。しかし、この場合でも認証記録は不可欠です。絶対あると思います。

電話での照会は微妙な点、疑問が残るのです。電話照会では確認したことになりません。

妻の出生区の謄本が点検されていません。電話で照会したという張本人の言葉は全く信用できません。誤字の判定は、謄本と漢事典をチェックするルールです。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件文書について

異議申立人が求めている文書は、実施機関が異議申立人の妻の名の字を確認するために、公用請求を行い取り寄せたとする異議申立人の妻の婚姻前の戸籍謄本である。

### (2) 個人情報開示請求制度について

条例第14条第1項は、「何人も、実施機関に対し、公文書に記録された自己の個人情報の開示を請求することができる。」と定めている。ここで「自己の個人情報」とは、請求者本人の情報が記録されている個人情報をいうものであり、自己以外の者に係る個人情報については、たとえ親、配偶者に関するものであっても、開示請求をすることはできない。

### (3) 本件開示請求について

異議申立人が求めているのは、異議申立人の妻の字を確認するための妻の婚姻前の戸籍であることから、異議申立人の妻の個人情報であり、異議申立人の個人情報には当たらないと言わざるを得ない。したがって、実施機関は、本件請求について、開示請求をできない者からなされた請求として、本来却下すべきものであったと考えられる。今後、実施機関においては適切な対応が望まれる。

- (4) 上記のとおり、実施機関は本件請求を却下すべきであったものとするが、本件処分は不  
存在による個人情報の非開示処分であり、異議申立人の主張に係る文書が存在しないとの  
実施機関の説明に不合理な点はないのであるから、「1 審査会の結論」とおり判断す  
る。

(参 考)

1 審議の経過

- 平成27年3月4日 諮問（諮問個第68号）  
5月1日 実施機関からの理由説明書の提出  
5月20日 異議申立人からの意見書の提出  
7月22日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第4回会議）  
8月26日 審議（平成27年度第5回会議）  
9月16日 審議（平成27年度第6回会議）  
10月15日 審議（平成27年度第7回会議）  
11月26日 審議（平成27年度第8回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第2部会（部会長 市川 喜崇）